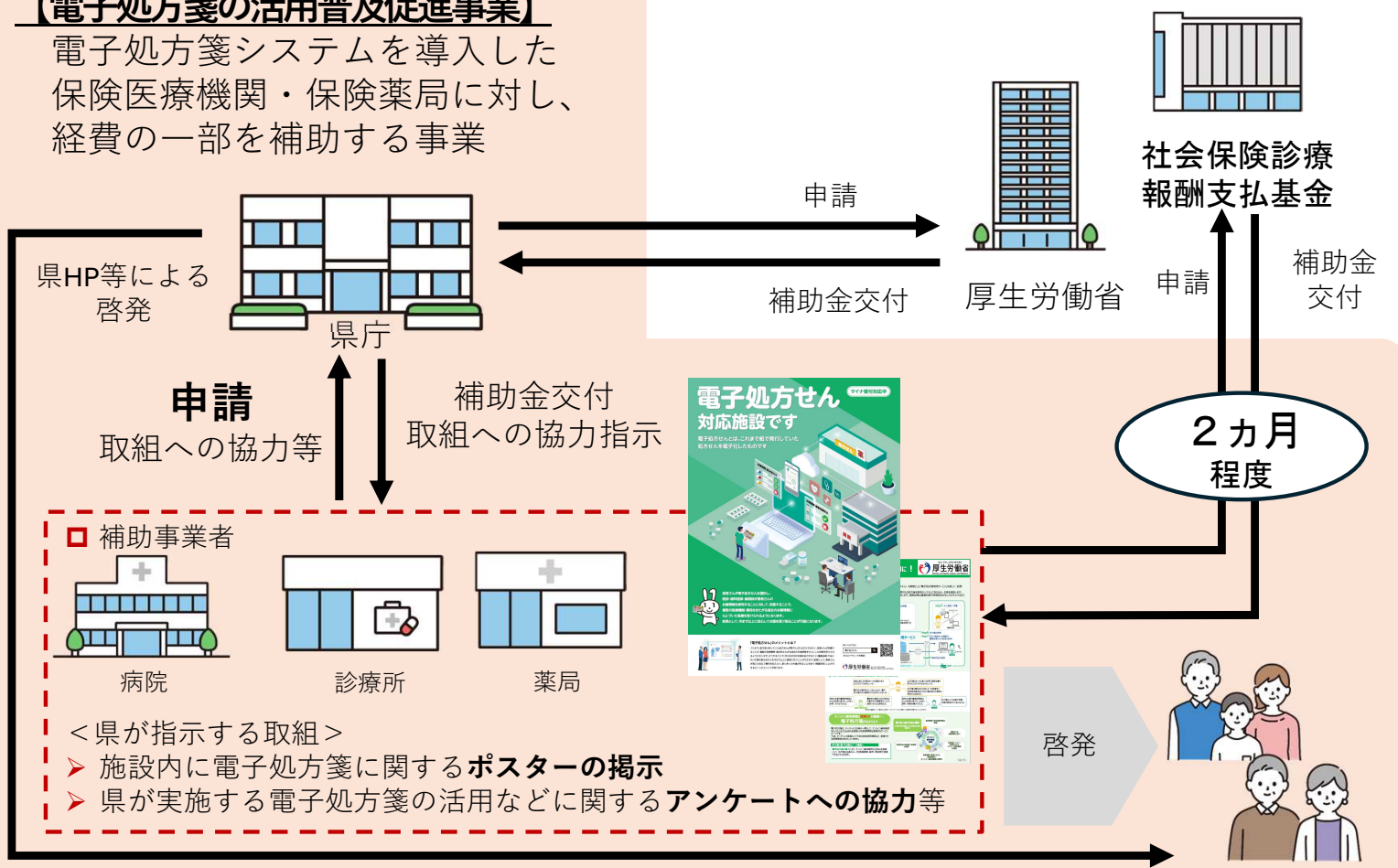


広島県電子処方箋補助事業始めます！

【電子処方箋の活用普及促進事業】

電子処方箋システムを導入した
保険医療機関・保険薬局に対し、
経費の一部を補助する事業



< 申請期間 >

令和6年9月30日～令和7年1月31日まで

< 申請方法 >

広島県電子申請システム



ICT基金補助*の上乗せの補助となるため、
まずは社会保険診療報酬支払基金への申請が必要です。
(ICT基金補助は、申請から交付決定まで2か月程度要します。)

*ICT基金補助＝社会保険診療報酬支払基金が医療情報化支援基金（ICT基金）を活用して
実施する医療提供体制設備整備交付金（電子処方箋管理サービス）により実施する補助

補助事業の詳細は県ホームページに
掲載していますのでご確認ください。



問合せ先：広島県健康福祉局薬務課
TEL：082-513-3222 E-mail：fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

補助対象事業

- ①電子処方箋管理サービスを初期導入するために行うシステム改修等に係る事業
- ②「①」とは別に新機能を導入するために行うシステム改修等に係る事業
- ③電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同時に導入するために行うシステム改修等に係る事業(①及び②の経費と重複不可)

200床以上
大規模病院

基準額 (補助上限額) 補助率は①～③いずれも1/6

- ①486.6万円 (81.1万円)
- ②135.6万円 (22.6万円)
- ③602.2万円 (100.3万円)

③に掲げる事業を実施した実費用が650万円の場合

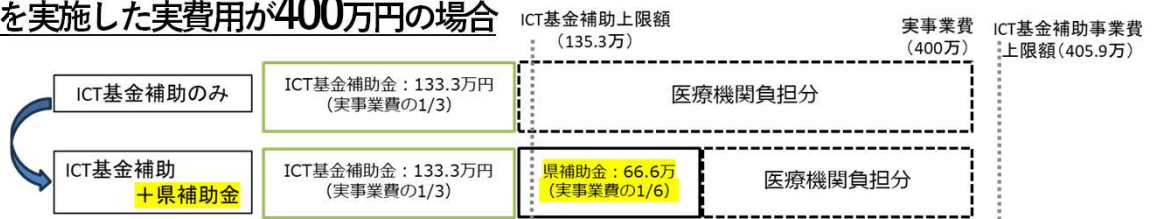


200床未満
病院

基準額 (補助上限額) 補助率は①～③いずれも1/6

- ①325.9万円 (54.3万円)
- ②100.2万円 (16.7万円)
- ③405.9万円 (67.6万円)

③に掲げる事業を実施した実費用が400万円の場合

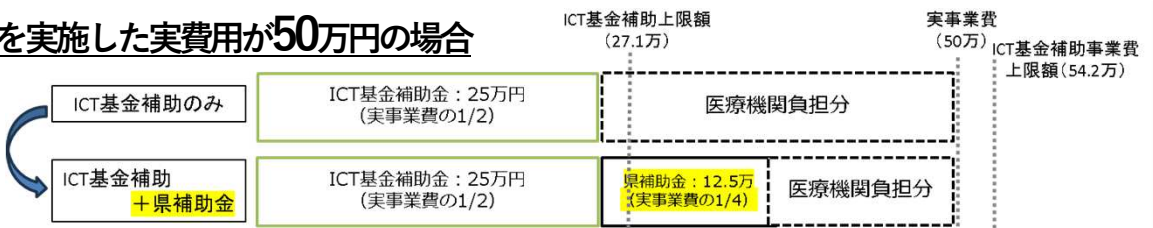


診療所

基準額 (補助上限額) 補助率は①～③いずれも1/4

- ①38.8万円 (9.7万円)
- ②24.5万円 (6.1万円)
- ③54.2万円 (13.5万円)

③に掲げる事業を実施した実費用が50万円の場合



薬局

基準額 (補助上限額) 補助率は①～③いずれも1/4

- ①38.8万円 (9.7万円)
- ②25.6万円 (6.4万円)
- ③55.3万円 (13.8万円)

③に掲げる事業を実施した実費用が50万円の場合

